

九州中南部エリア・アライグマ広域防除戦略

令和 7 年 3 月

環境省九州地方環境事務所、
熊本県、宮崎県、鹿児島県、
農林水産省九州農政局、林野庁九州森林管理局

目次

第1章 はじめにーアライグマ広域防除戦略の目指すところー	1
1 戦略作成の背景	1
2 アライグマの広域防除戦略のねらい	3
第2章 九州中南部エリア・アライグマ広域防除戦略とは	4
1 戦略の位置付け	4
2 戦略の目的	4
3 戦略の目標	4
4 戦略の期間	5
5 戦略の進め方	5
6 戦略の見直し	5
第3章 九州中南部エリアにおけるアライグマの現状	6
1 これまでの経緯	6
2 対象3県におけるアライグマの生息状況	12
3 アライグマによる被害状況	17
4 生息状況のエリア区分	18
第4章 生息状況に応じた防除の進め方	23
1 未侵入エリアでの防除	24
2 侵入初期エリアでの防除	26
3 定着エリアでの防除	28
4 まん延エリアでの防除	30
5 どの段階で何をすべきか？何が重要か？	32
6 どんな情報を集めるべきか？	32
7 周りの様子に常に気を配る、周辺市町村との連携を	33
第5章 防除体制構築のためのヒント	34
1 防除実施計画の作り方	34
2 普及啓発の進め方	35
3 捕獲体制の構築	37
4 防除に係る予算確保のためのヒント	38
5 防除に必要な知識を得るためのヒント	38
6 アライグマを探し出して捕獲する「能動的な防除」で定着阻止	39
第6章 おわりに	41
1 戦略を道しるべとして、地域の防除を	41
引用文献	44

第1章 はじめに –アライグマ広域防除戦略の目指すところ–

1 戦略作成の背景

外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）に基づいて特定外来生物に指定されているアライグマ *Procyon lotor* に対しては、定着地域の各地方公共団体により、捕獲等によるアライグマの防除が進められてきました。しかしながら、アライグマの全国的な分布拡大傾向には歯止めがかかっておらず（図1）、生態系被害や農業等への被害も増大する傾向が続いています。

現在、アライグマの防除は基本的に市町村等が主体となって進められていますが、その実施内容や役割分担は様々です。また、都道府県の調整により、市町村間での情報共有や連携が図られている事例もありますが、都道府県をまたいでそのような取組が実施されている事例は稀です。一方で、アライグマは都道府県境を超えて分布を拡大しており、そうした境界にとらわれない対策の推進が必要となっています。

そうした中、令和5年4月には改正外来生物法が施行され、特定外来生物の防除に関する責務規定が定められました（表1）。これにより、都道府県は定着した特定外来生物の被害防止に必要な措置を講ずる責務が生じ、また市町村は被害防止に必要な措置を講ずるよう努める努力義務が生じました。一方、国は、地方公共団体によるこうした取組を支援する責務があり、これらの新たな役割分担に沿った実効的な防除体制の構築が望まれています。

表1 改正外来生物法における特定外来生物防除に関する責務

国	地方公共団体の施策の支援
都道府県	被害の発生状況等を踏まえ、定着した特定外来生物による生態系等に係る被害防止のために <u>必要な措置を講ずる</u>
市町村	被害の発生状況等を踏まえ、定着した特定外来生物による生態系等に係る被害防止に <u>必要な措置を講ずるよう努める</u>

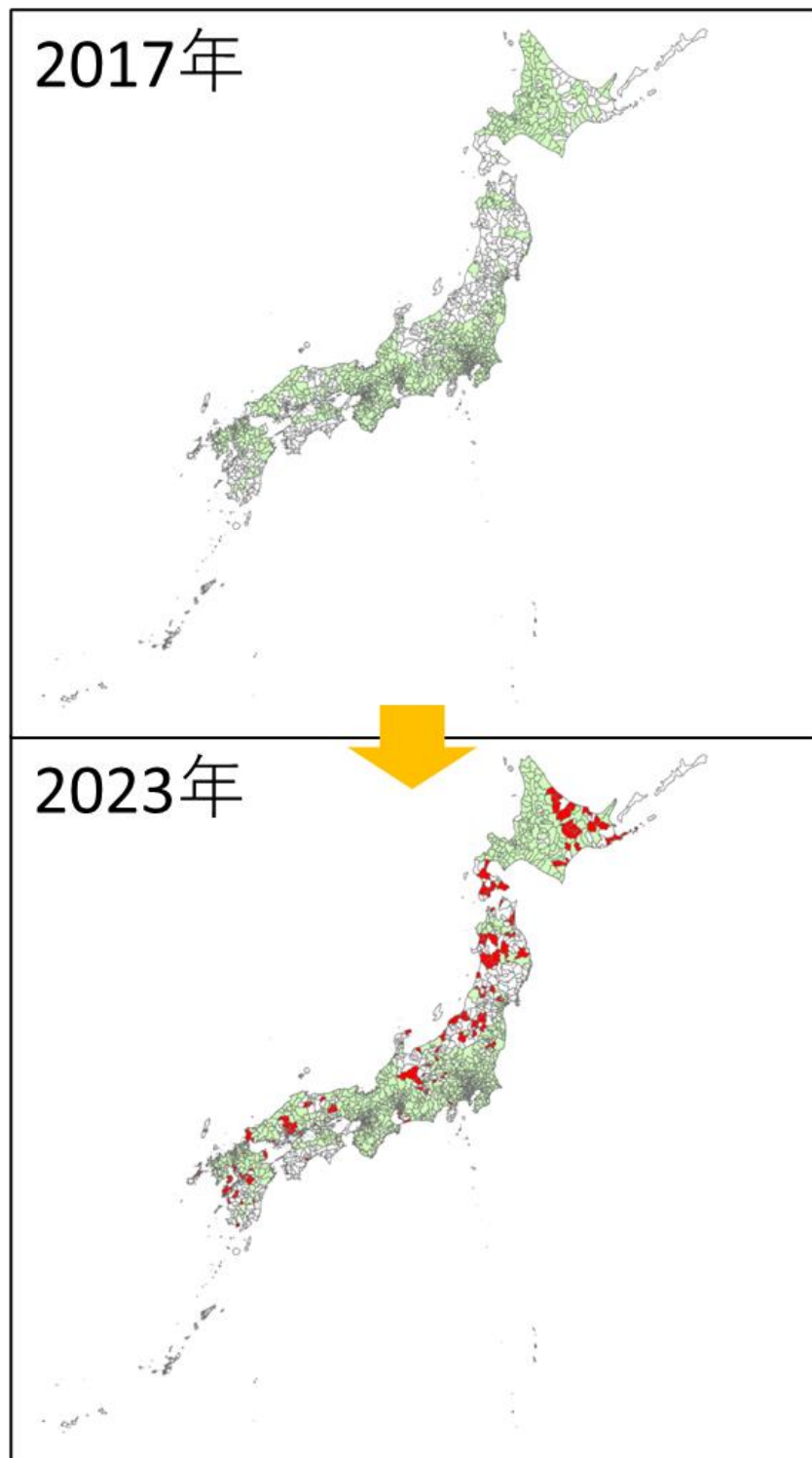


図1 環境省によるアライグマ分布調査の結果

■：2017年に分布が確認された市町村、■：2023年に新たに分布拡大が確認された市町村

2 アライグマの広域防除戦略のねらい

上記の背景を踏まえ、環境省では地方公共団体がより実効性の高い防除を行えるよう、「アライグマ防除の手引き（計画的な防除の進め方）」を改訂しました。今回の改訂では、上述の責務規定の新設を踏まえ、地方公共団体における望ましい役割分担や、より実効的な内容の防除実施計画の策定の推奨等について示しています。

一方で、アライグマの生息状況は全国一様ではなく、すでにまん延している地域から未侵入の地域まで、異なった状況にあります。よって、全国一律に防除の方針等を述べる「アライグマ防除の手引き」に加えて、都道府県の枠を超えた広域的な連携の下でアライグマの防除を推進する試みとして、防除における共通の課題を有する地域ブロックについて、防除戦略を策定することとしました。

本戦略の対象地域とする九州中南部エリア（熊本県、宮崎県、鹿児島県）は、最近になってアライグマの侵入が確認された地域であり、一部地域で定着が認められるものの、全体としては侵入初期の段階にあります。外来生物の防除においては、初期の段階で定着しようとする個体を捕獲し除去することが、最も効率的な防除につながるということが知られています。したがって、本戦略の対象とする 3 県が連携し、それぞれが保有する生息に関する情報等を共有することで、より効果的な防除を一体となって進めていくことが強く望まれます。

本戦略はそうしたねらいのもと、3 県におけるアライグマの現状をレビューした上で、今後の防除における戦略を示すものです。

第2章 九州中南部エリア・アライグマ広域防除戦略とは

1 戦略の位置付け

特定外来生物であるアライグマの防除は、外来生物法の規定のもと、特定外来生物防除実施要領（https://www.env.go.jp/nature/intro/1law/files/jissshi_youryou.pdf）に沿って防除実施計画を策定し、公示した上で、県及び市町村が主体となって進められるべきものです。なお、市町村によっては防除実施計画を策定せず、鳥獣保護管理法による捕獲許可に基づいてアライグマの捕獲を実施している場合もあります。いずれにしても、特定外来生物であるアライグマの捕獲等の対策は、生態系や農林水産業へ被害を防ぐため、地域からの完全排除を目指して適切に進められるべきです。環境省による「アライグマ防除の手引き」（令和6年度改訂。環境省の防除に関する手引き（防除マニュアル）のホームページに掲載。<https://www.env.go.jp/nature/intro/3control/tebiki.html>）は、そうした観点から都道府県や市町村による望ましい防除のあり方を示した、全国的なマニュアルです。

一方で、九州中南部エリアはアライグマの定着初期の状況にあります。「アライグマ防除の手引き」では、定着初期における防除の進め方についても触れられていますが、効果的に防除を進めるためには、地域の実情を詳細に踏まえた戦略が必要です。本戦略は、九州中南部エリアのアライグマの生息状況等をレビューした上で、対象3県の地域毎の実情を踏まえ、アライグマの定着を阻止することを目的とした戦略として取りまとめられています。対象3県の地方公共団体等においては、本戦略を参照した上で、周辺の地方公共団体と連携を図りながらアライグマの防除を推進することが望まれます。

2 戦略の目的

本戦略の目的は、農林業被害や生態系被害の発生を阻止する観点から、九州中南部エリアにおけるアライグマの定着を防止するため、地域それぞれの実情に応じ適切な防除方針を関係地方公共団体間で共有し、連携を図りながら防除を促進することです。そのために、本戦略は3県及び関係市町村が主体となって防除実施計画に基づいたアライグマの防除を進める上で、その進捗を本戦略の内容に照らしながら評価し、かつアライグマの定着段階に応じた防除を進めるための指針を示します。

3 戦略の目標

本戦略は、九州中南部エリアへのアライグマの定着阻止を全体目標としており、以下の個別目標を達成することを目指します。

- 戦略対象の3県について、アライグマ防除に関する情報共有の場を定期的に提供する。
- 後述する、各市町村の生息状況のエリア区分（未侵入、侵入初期、定着、まん延）について、現状以上に進行させない。
- 全ての市町村で、アライグマに関する情報収集体制、捕獲体制を構築する。

4 戦略の期間

本戦略の期間は以下のとおりとします。

令和 7（2025）年 4 月～令和 13（2031）年 3 月の 6 年間

5 戦略の進め方

戦略の期間中には、関係する地方公共団体における防除の実施状況とアライグマの生息状況等に関する情報を共有するため、関係行政機関を交えて年に 1 回程度の会合を開催します。会合では主に以下の点についての情報共有を実施し（表 2）、その時点のアライグマの生息状況を踏まえ、その後の防除において重点的に対応すべき地域等を取りまとめます。

表 2 アライグマ広域防除戦略を進める上で、行政機関の間で共有すべき情報

項目	具体的な内容
① アライグマの捕獲状況	■ 自県におけるアライグマの捕獲数の変化（具体的な数値） ■ 捕獲が多い地域・市町村
② （特に県境部における）アライグマの生息状況	■ アライグマの捕獲、生息、生態系や農業等への被害状況。特に、県境部や山地、森林地域における情報を重点的に ■ アライグマによる生態系被害に関する情報
③ アライグマ防除体制の状況	■ 情報収集体制の構築状況 ■ 捕獲体制の構築状況 ■ 補助金、交付金の活用状況 ■ 県事業、市町村事業の実施状況
④ 対策事例等	■ 県内の取組の中で優良事例（あるいは良くない事例）があればその状況について
⑤ その他、新たな取組等	■ 捕獲や被害防止策に関する新たな取組や情報

6 戦略の見直し

戦略に定められた防除が順調に進んでいるかを確認するため、戦略の期間は前期 3 年（令和 7～9 年度）と後期 3 年（令和 10～12 年度）に区切り、前期の終了時に戦略の見直し等を行います。その際、アライグマ等の外来哺乳類防除に関する知見を有する専門家の意見を踏まえて見直しを実施します。

第3章 九州中南部エリアにおけるアライグマの現状

1 これまでの経緯

アライグマは、1962年に愛知県において国内で初めてアライグマの野生化が報告されて以降（揚妻-柳原 2004）、全国各地で定着が確認されるようになりました。九州地方では、1997年に長崎県佐世保市と東彼杵町で捕獲が報告されており、その後1990年代後半から2000年代前半に長崎県北部地域に定着が進んだと考えられています

(<https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2016/06/1465895312.pdf>)。その後、長崎県、福岡県、佐賀県等に分布を拡大し（株式会社地域環境計画 2010）、その結果九州北部の3県ではすでにアライグマが定着した市町村がほとんどであり、まん延した状況に至りつつあります。

大分県では、九州北部3県に比べると侵入時期は遅かったものの、2010年までに県内8市（大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、豊後大野市、由布市）においてアライグマの生息が確認され、その後も分布の拡大が進行しています。2019年度には大分県内でのアライグマ捕獲数は957頭に達しており、依然として生息が確認されない地域もあるものの、日田市、中津市、玖珠町などの県北西部、及び大分市、臼杵市などの県中部では、すでにアライグマが定着しまん延しつつある状況にあります

(<https://www.pref.oita.jp/soshiki/13070/araiguma.html>)。

環境省が取りまとめた鳥獣関係統計および捕獲情報収集システムによるアライグマの捕獲データ（データ：2025年1月現在の暫定値）から、九州各県における2016年度から2023年度における捕獲数の推移を取りまとめました（表3）。アライグマが先んじて定着していた福岡県、佐賀県、長崎県、大分県の各県では、2016年度から2023年度にかけて捕獲数が倍増しており、いずれの県でも年間1,000頭を上回る捕獲数に達しています。

表3 鳥獣関係統計および捕獲情報収集システムにより集計された九州各県におけるアライグマの捕獲数（データ：2025年1月現在の暫定値）

県名	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	総計
福岡県	1,166	1,140	1,534	1,921	3,179	1,988	3,538	2,773	17,239
佐賀県	1,574	1,590	1,718	2,477	3,979	2,930	3,277	3,066	20,611
長崎県	1,384	1,361	1,700	2,199	5,067	531	2,561	2,270	17,073
熊本県	4	4	13	14	30	0	6	6	77
大分県	582	515	735	960	1,560	871	1,212	1,039	7,474
宮崎県	1	0	0	0	3	0	4	0	8
鹿児島県	0	0	2	2	0	0	0	0	4
合計	4,711	4,610	5,702	7,573	13,818	6,320	10,598	9,154	62,486

※：2016～2020年度は鳥獣関係統計より抜粋。2021～2023年度は九州地方環境事務所より提供

大分県以北でのこのような状況に比べると、熊本県・宮崎県・鹿児島県では、今のところアライグマの侵入・定着が進んでいない状況にあります。環境省自然環境局生物多様性センターによる、2006年度と2017年度におけるアライグマの分布図では、2017年度の時点でも熊本県、宮崎県、鹿児島県には生息確認地点が散在しているのみの状況となっています（図2）。一方、2024年度に環境省外来生物対策室が実施した市町村アンケート調査の結果では、熊本県北部では多くの市町村でアライグマの生息が認められており、その他の地域でもアライグマの生息が確認された範囲が広がっているように見えます（図3）。また、捕獲情報収集システムにより収集（データ：2025年1月現在の暫定値）された、2021年度から2023年度にかけてのアライグマ捕獲数を5kmメッシュ単位で図示すると、本戦略の対象3県では捕獲がまばらにみられる状況であるのに対して、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県ではすでに県全域で捕獲が見られる状況であることがわかります（図4）。

一方で、本戦略対象の3県でも、熊本県では2010年に熊本市で、宮崎県では2011年に椎葉村で、鹿児島県では2015年に垂水市、姶良市及び霧島市でアライグマの生息が確認されており、その後生息確認地点は拡大する傾向にあります。

このような状況から、現時点における九州中南部エリアにおけるアライグマの生息状況は、おおむね以下のような状況にあると考えられます。

- 熊本県では一部地域に定着が見られるものの、未定着の地域が多い
- 宮崎県・鹿児島県は一部地域を除き侵入初期の段階にあり、今後定着及び分布拡大が懸念される

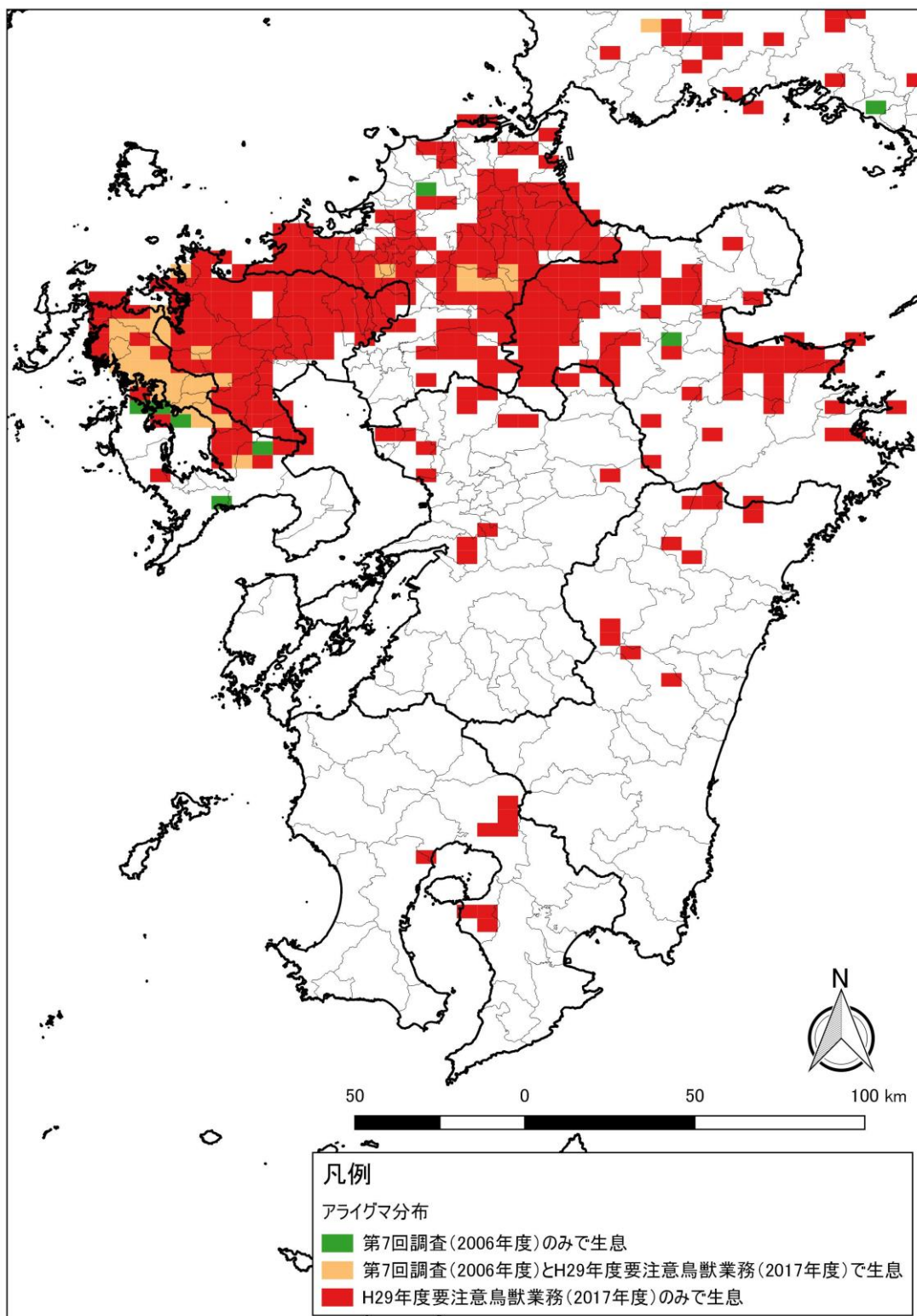


図2 2006年度と2017年度における九州地方でのアライグマ分布図
環境省自然環境局生物多様性センター(2018)より引用

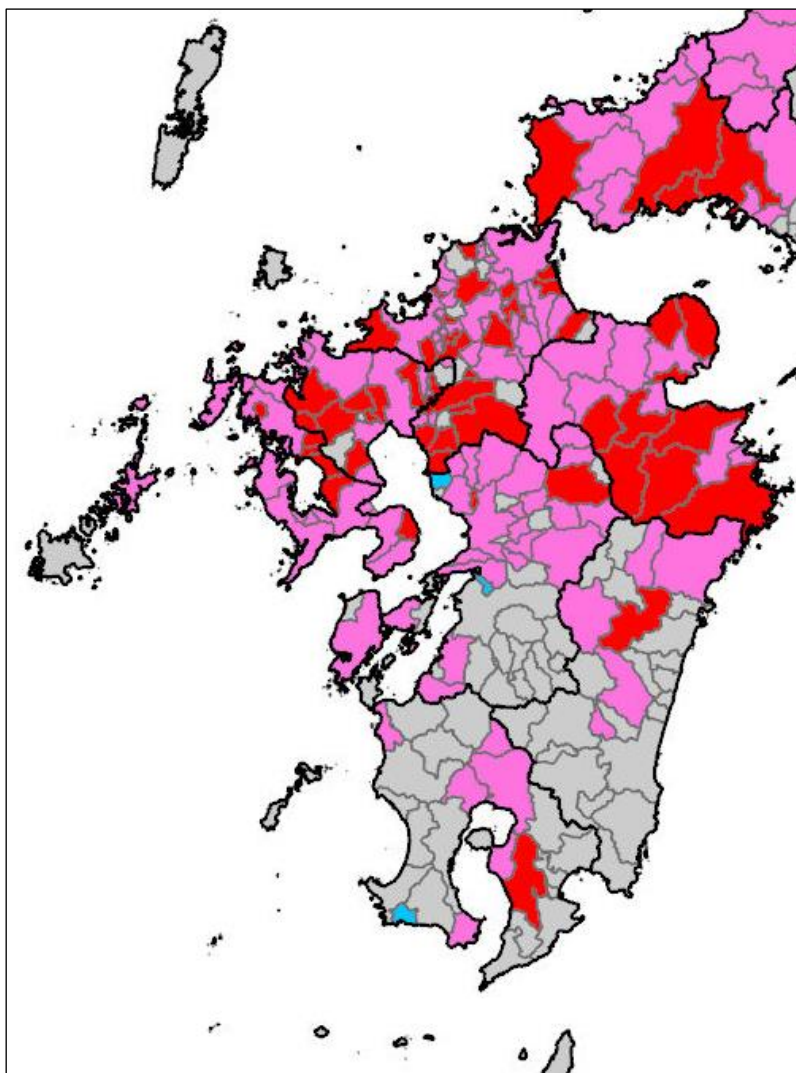


図3 令和6年度外来生物問題調査検討業務における市町村アンケート調査結果
 ■：確認（2022年度以前）、■：確認（2023年度） ■：防除後、確認無し ■：情報なし

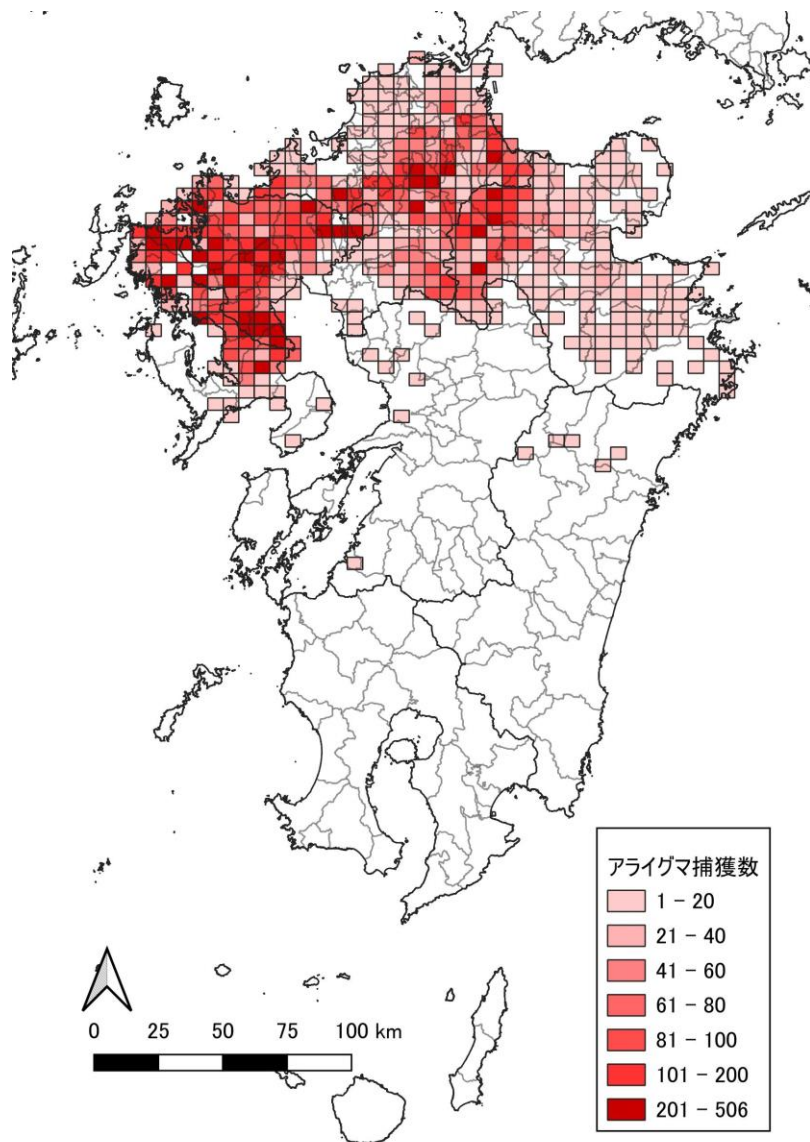


図 4 捕獲情報収集システムのデータによる 2021～2023 年度の 5km メッシュ毎のアライグマ捕獲数（データ：2025 年 1 月現在の暫定値）

九州地方におけるアライグマを対象とした特定外来生物防除の実施状況を、以下に取りまとめました。2024 年 11 月現在、九州地方において、外来生物法に基づくアライグマを対象とした防除の公示を行っている、あるいは防除の確認を受けている県は、福岡県、熊本県、宮崎県、鹿児島県の 4 県です（図 5）。また、アライグマを対象とした防除の確認を受けている市町村は、2024 年 11 月現在で 116 市町村あります（図 6）。そのうち、本戦略の対象県では、熊本県では改正外来法の施行前に 14 市町において防除の確認を受けており、施行後には 29 市町村が熊本県の防除の一部を担う（防除の確認との重複あり）こととされています。また、鹿児島県内の全 43 市町村は改正外来生物法の施行前に鹿児島県が代表して一括して防除確認申請を行うことで防除の確認を受けています。宮崎県では、単独でアライグ

マ防除の確認を受けている市町村はありません。

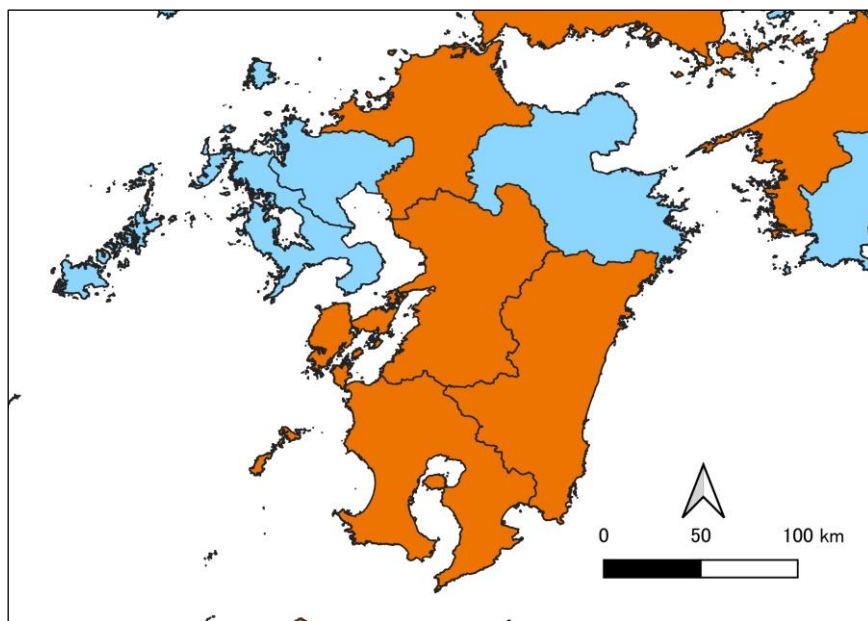


図5 九州地方におけるアライグマを対象とした防除の公示を行っている、もしくは防除の確認を受けている県

■：該当県

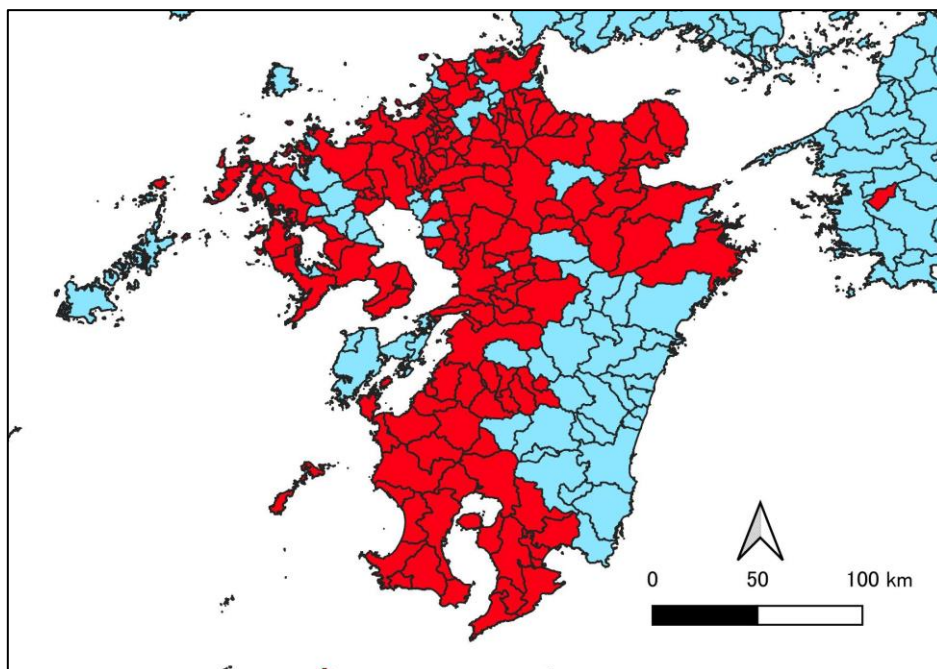


図6 九州地方におけるアライグマを対象とした防除の確認を受けている市町村
(県の公示において防除の一部を担う市町村を含む)

■：該当市町村

2 対象3県におけるアライグマの生息状況

本戦略の対象とした3県におけるアライグマの生息状況の概要について、以下に取りまとめました。

(1) 熊本県

【概要】

- ✓ 大分県に次いで九州で5番目に生息が確認され、一部で定着が確認されており、分布が拡大しつつある
- ✓ 県中央部（熊本市など）での定着が早く、県内全域に拡大しつつあり、天草諸島でも生息が確認されている
- ✓ 県による防除推進事業が実施されるなど、対策を講じている

表4 熊本県におけるアライグマ生息状況の推移

時期	内容
2010年	熊本市南区でアライグマが撮影
2012年	御船町にてアライグマが撮影
2013年	荒尾市にてメス1頭が捕獲
2014年	小国町にて1頭が捕獲、菊池市、小国町にて撮影、玉名市にて死体確認
2022年度	年間のアライグマ生息確認件数が151件に達する
2024年	熊本県がアライグマを対象とした防除を公示（県内29市町村が防除の一部を担う）

表5 熊本県における防除の実施状況（2024年11月現在）

分類	件数	備考
都道府県	1	2024年5月防除公示
市町村	43	県内45市町村（14市町村が防除の確認を受けており、29市町村が県が行う防除の一部を担う）
民間	0	ただし、防除区域に熊本県を含む計画が3件あり

<https://www.env.go.jp/nature/intro/3control/kakunin.html>

<https://www.env.go.jp/nature/intro/3control/kouji.html>

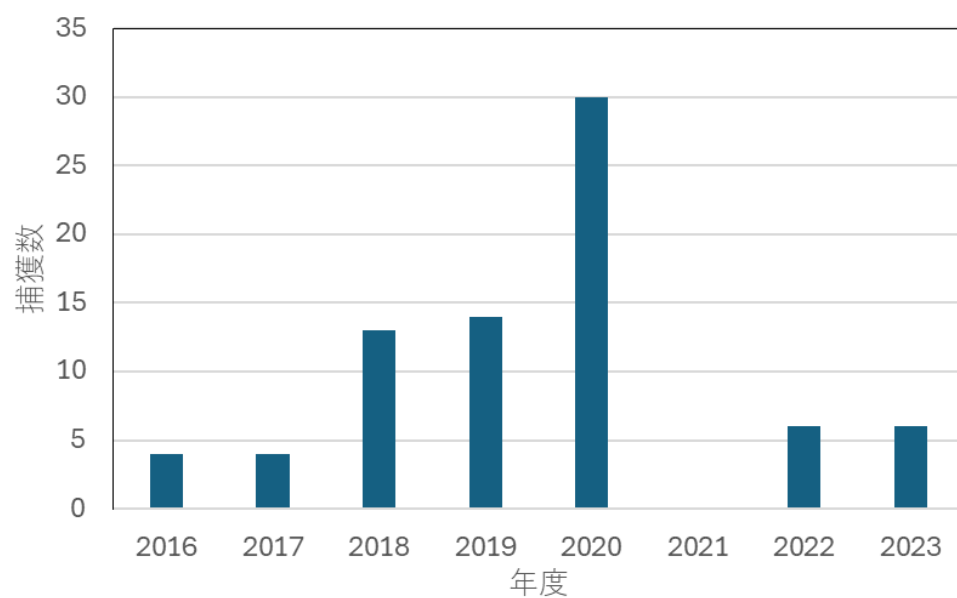


図7 鳥獣関係統計および捕獲情報収集システムにより集計された熊本県におけるアライグマの捕獲数の推移（データ：2025年1月現在の暫定値）

(2) 宮崎県

【概要】

- ✓ 熊本県に次いで九州で6番目に生息が確認され、分布が拡大しつつある
- ✓ 当初は県西部の山地（椎葉村など）で生息が確認され、その後平野部に拡大しつつある
- ✓ 性別が判明した確認個体はすべてがオスであり、現時点ではそれほど定着が進んでいない可能性もある
- ✓ 2021年に県によって防除実施計画が策定された

表6 宮崎県におけるアライグマ生息状況の推移

時期	内容
2011年	椎葉村にて自動撮影カメラによる撮影
2013年	高千穂町にて自動撮影カメラによる撮影
2015年	西都市にて目撃及び自動撮影カメラによる撮影、日之影町にてオス1頭捕獲
2016年	延岡市にてオス1頭捕獲、西都市にてオス1頭捕獲
2017年	高原町にてオス1頭捕獲
2018年	小林市にてオス1頭捕獲
2020年	綾町にて自動撮影カメラによる撮影、延岡市にてオス1頭捕獲
2021年	延岡市にて死体確認、延岡市、日之影町にてそれぞれオス1頭捕獲 宮崎県がアライグマを対象とした防除実施計画を策定
2023年	美郷町にて死体確認、高千穂町にてオス2頭捕獲
2024年	高千穂町にてオス1頭捕獲

表7 宮崎県における防除の実施状況（2024年11月現在）

分類	件数	備考
都道府県	1	2021年4月防除実施計画策定
市町村	0	県内26市町村
民間	0	ただし、防除区域に宮崎県を含む計画が3件あり

<https://www.env.go.jp/nature/intro/3control/kakunin.html>

<https://www.env.go.jp/nature/intro/3control/kouji.html>

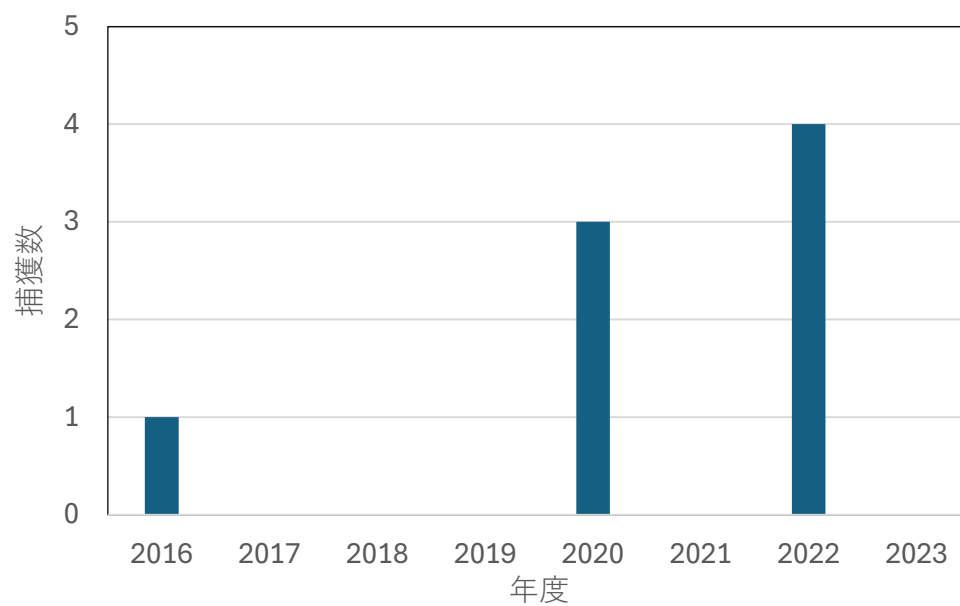


図8 鳥獣関係統計および捕獲情報収集システムにより集計された宮崎県におけるアライグマの捕獲数の推移（データ：2025年1月現在の暫定値）

(3) 鹿児島県

【概要】

- ✓ 宮崎県に次いで九州で7番目に生息が確認された
- ✓ 当初は県中央部の始良市、霧島市などで生息が確認され、その後指宿市、枕崎市など県南部でも確認された
- ✓ 2021年県によって防除実施計画が策定された

表8 鹿児島県におけるアライグマ生息状況の推移

時期	内容
2015年	始良市、霧島市にてそれぞれ1頭を捕獲、垂水市にて撮影
2016年	霧島市にて1頭を捕獲
2018年	指宿市、阿久根市にてそれぞれ1頭を捕獲
2021年	鹿児島県がアライグマを対象とした防除実施計画を策定
2022年	枕崎市にて1頭を捕獲、湧水町にて撮影
2023年	阿久根市にて2頭、鹿屋市にて1頭を捕獲、阿久根市にて撮影

表9 鹿児島県における防除の実施状況（2024年11月現在）

分類	策定件数	備考
都道府県	1	2021年4月防除実施計画策定
市町村	43	県内43市町村（島嶼を除くと25市町） （県が代表して一括で防除の確認を受けている）
民間	0	ただし、防除区域に鹿児島県（奄美群島を除く）を含む計画が2件あり

<https://www.env.go.jp/nature/intro/3control/kakunin.html>

<https://www.env.go.jp/nature/intro/3control/kouji.html>

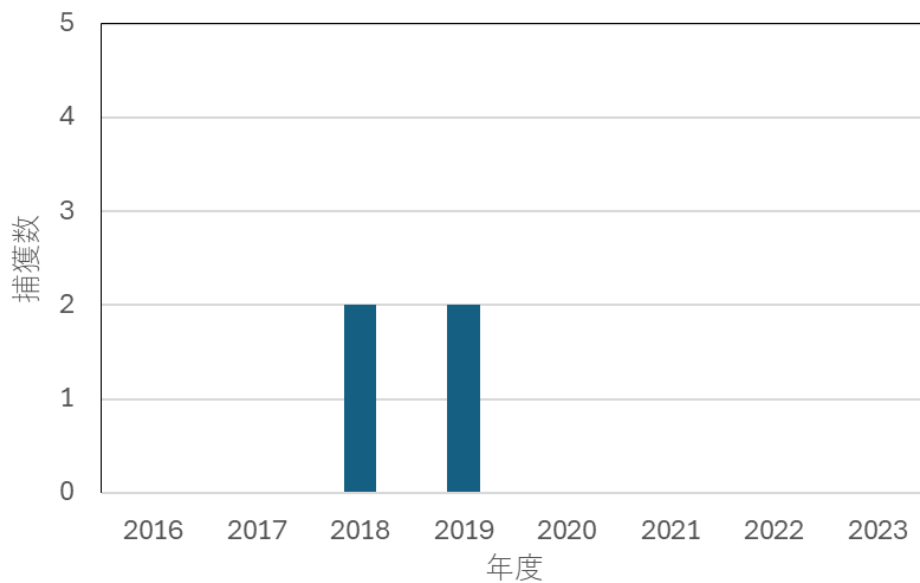


図 9 鳥獣関係統計および捕獲情報収集システムにより集計された鹿児島県におけるアライグマの捕獲数の推移（データ：2025 年 1 月現在の暫定値）

3 アライグマによる被害状況

アライグマによる農業被害金額は、2022 年度には全国で 4 億 5000 万円を超え、増加の一途をたどっています（農林水産省提供データ）。特に被害金額が多いのは北海道など、早くからアライグマが定着していた地域です。九州地方でのアライグマによる農業被害は、2010 年度以前はそれほど多くみられませんでした。近年は急激に増加しています（図 10）。特に、九州の中でもアライグマの定着が早かった福岡県（2004 年度に初めて生息を確認）での被害が顕著であり、2022 年度には 2,500 万円を超える被害金額に達しています。大分県でも被害の増加が顕著であり、2012 年度から 2022 年度にかけて被害金額は 20 倍以上に拡大しています。

本戦略の対象である、熊本県、宮崎県では、現在のところほとんど被害が生じていない状況です。また、鹿児島県ではこれまでに被害が確認されていません。しかし、福岡県や大分県の状況を踏まえると、今後の対策が不十分であれば短期間のうちに大きな被害が発生するようになるおそれがあります。

また、九州地方における 2022 年度のアライグマによる作物種別の被害金額（図 11）では、被害が果樹及び野菜に集中していることが分かります。本戦略の対象である 3 県では、果樹や野菜の栽培が盛んであるため、アライグマがまん延するようなことになれば、福岡県などの九州北部地域よりも激しい被害が発生することが懸念されます。

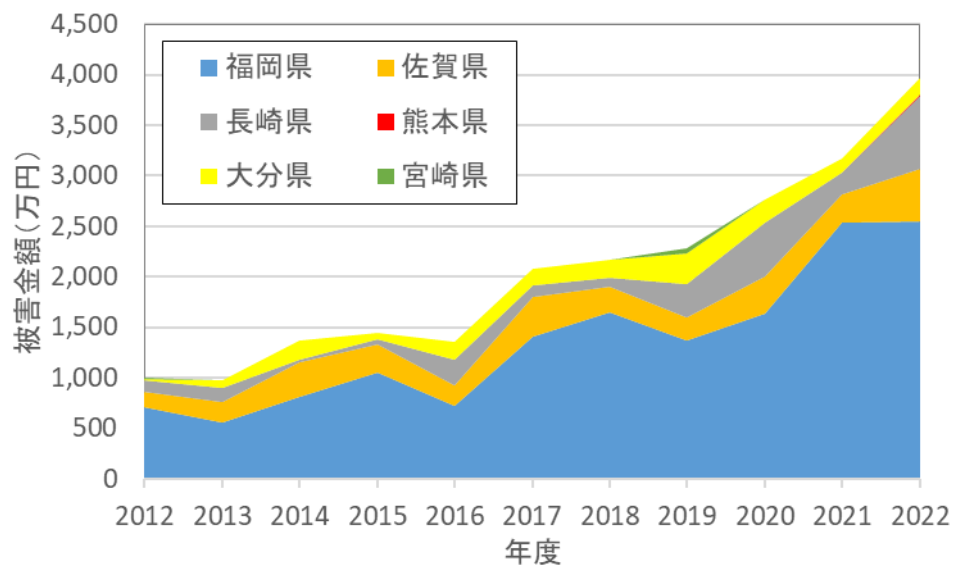


図 10 九州各県における 2012 年度以降のアライグマによる農業被害金額（万円）の推移
（九州農政局提供データより作成、鹿児島県では 2022 年度までに被害発生無し）

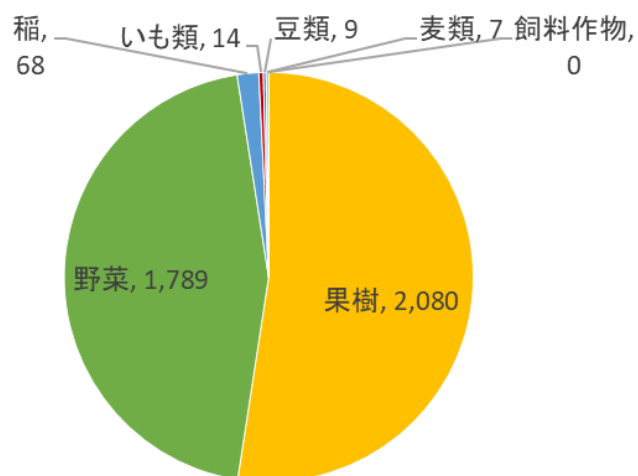


図 11 九州各県における 2022 年度のアライグマによる作物種別農業被害金額（万円）
（九州農政局提供データより作成）

4 生息状況のエリア区分

本戦略の目的を達成するためには、それぞれの地域におけるアライグマの生息状況を正確に把握し、その生息状況に適した対応が確実になされていることが重要です。そこで、一

定の基準に従い、アライグマの生息状況に応じたエリア区分を行います。エリア区分は以下の4段階とします。

未侵入：アライグマの生息情報が得られていない状態
 侵入初期：隣接地域でアライグマの数が増加し、アライグマが出入り（放浪オス個体など）してきており、しばしば目撃される状態
 定着期：隣接地域よりメスを含む複数のアライグマが侵入し、そこで繁殖を始めたと考えられる状態
 まん延期：その地域でアライグマが繁殖を継続して行い、個体数が増加している状態

エリア区分には、目撃情報の有無や捕獲状況に基づいて、表10に示した本戦略独自の判断基準を用います。アライグマの防除は予防原則に基づいてできるだけ早期に着手することが重要であるため、表10に示した判断基準のうち、一つでも合致する項目がある区分を採用することとします。

表10 アライグマの生息状況に基づいたエリア区分の判断基準

基準	本戦略におけるエリア区分
環境省によるアンケート調査（令和6年度外来生物問題調査検討業務）での「 確認（2022年度以前） 」、「 確認（2023年度） 」ないし「 防除後、確認無し 」と回答があった市町村	「 侵入初期 」以上の区分
各県Webサイトにおいて、 アライグマの生息確認がある ことが示されている市町村	「 侵入初期 」以上の区分
各県Webサイトに示されたデータ、あるいは鳥獣関係統計や捕獲情報収集システムのデータで、 メスの捕獲 ないし 2年度連続で捕獲 があった市町村	「 定着期 」以上の区分
各県Webサイトに示されたデータ、あるいは鳥獣関係統計や捕獲情報収集システムのデータで、 2年度連続で5頭以上の捕獲 があった市町村	「 まん延期 」

本戦略では、アライグマの生息状況のエリア区分を、基本的に市町村を単位として判断します。ただし、地域の実情に応じて、旧市町村や流域、あるいは鳥獣保護区等位置図（ハンターマップ）に記載された5kmメッシュを単位としてエリア区分を行うことも妨げません。アライグマの生態や地域の生息状況を踏まえ、適切なエリア設定を行うことが、適切な対策

の実施につながります。

図 12～図 14 に、2024 年 12 月までのアライグマの生息に関する情報から判断したエリア区分図を示しました。このエリア区分を基準として、年度毎にそれぞれの地域における生息状況を把握した上で、エリア区分の見直しを図っていくことが重要です。

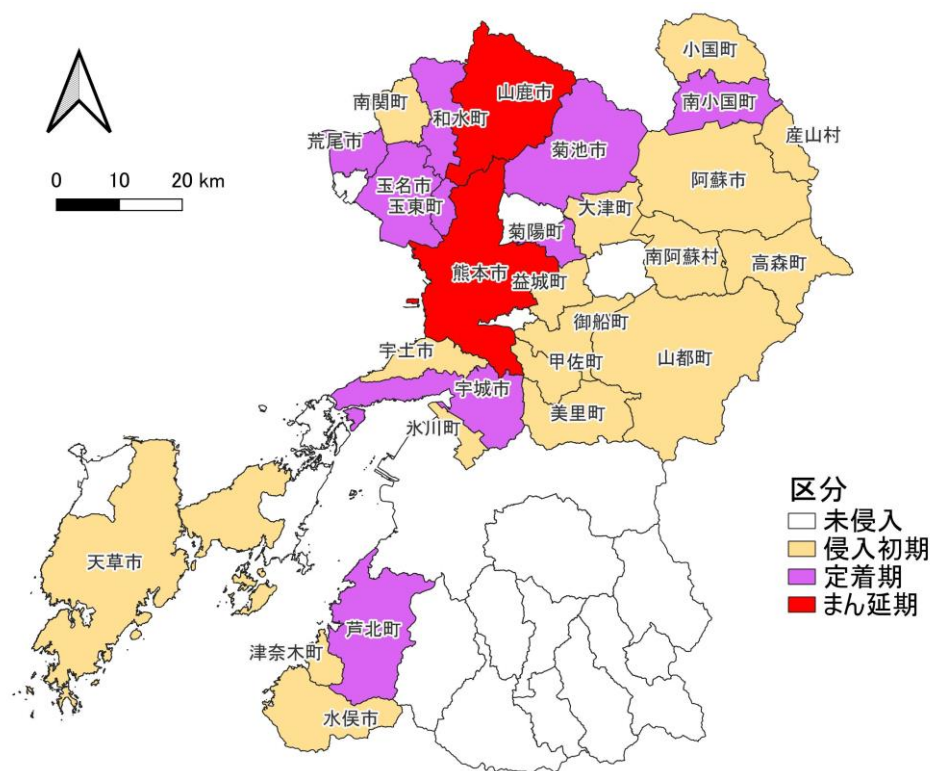


図 12 熊本県におけるアライグマの生息状況のエリア区分 (2024 年 12 月現在)

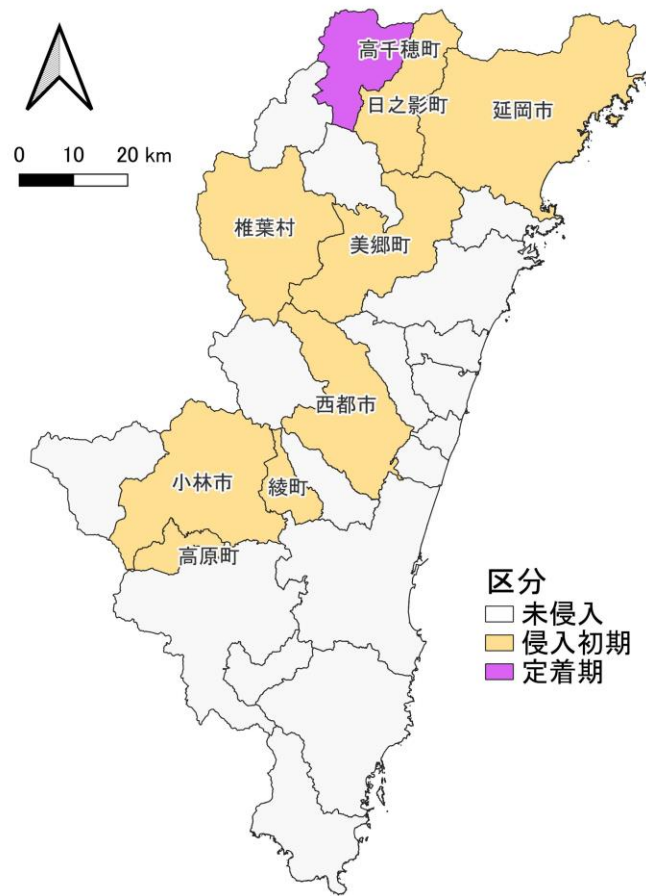


図 13 宮崎県におけるアライグマの生息状況のエリア区分（2024 年 12 月現在）

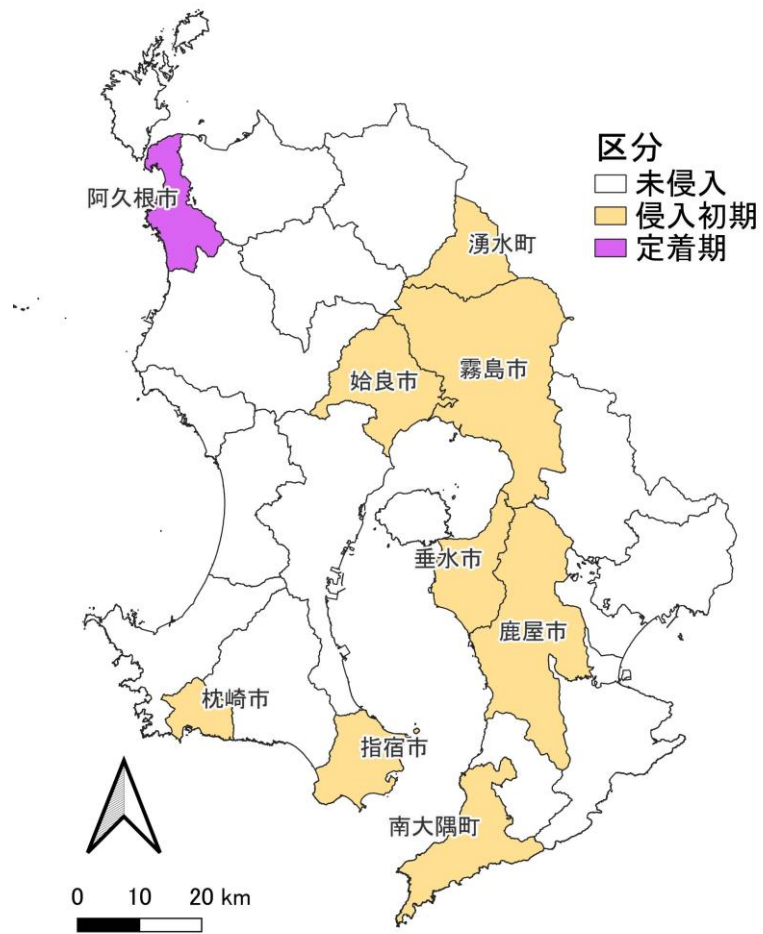


図 14 鹿児島県におけるアライグマの生息状況のエリア区分（2024 年 12 月現在）

第4章 生息状況に応じた防除の進め方

日本にはアライグマの天敵と呼べるような捕食者はおらず、捕獲によって除去されなければ高い増加率で数を増やし、分布を広げていきます。環境省が2018年に発表したアライグマの分布調査では(<https://www.env.go.jp/press/105902.html>)、日本全国のアライグマの分布域は2006年から2017年にかけての約10年間で約2,500 km²も拡大し、3倍に増加しました。2,500 km²とは、佐賀県に匹敵する面積であり、こうした事実からもアライグマの分布拡大の速さが分かります。

九州中南部エリアでは、現在のところアライグマが未侵入ないし侵入初期の段階にある地域が多くを占めますが、積極的な防除を行わなければ、アライグマの定着期、まん延期へと段階が進んでしまうことは明らかなです。そこで本戦略では、特にアライグマの定着が進んでいない時点での防除の方針に焦点をあて、細やかな生息状況の区分を行い、それぞれの段階ごとに進めていくべき防除の方針を定めました。九州地方は全国の中ではアライグマの野外での定着が遅かった地方ですが、すでに九州北部では広域的にまん延した状況に達しており、農業などに対する被害も顕著となっています。九州中南部エリアがそのような経緯を繰り返さないためにも、本戦略の示したところに沿いながら、各地方公共団体が速やかに防除の取組を実施していくことが望まれます。

1 未侵入エリアでの防除

※ 図 12～14 で、主に白色で示した市町村内に所在するエリア

未侵入エリアに該当する地域では、アライグマが侵入した際に直ちに情報が得られるように、地域住民への普及啓発を図り、かつ生息情報を収集する体制を構築することが最重要です。アライグマはアナグマやタヌキなどの動物と混同されやすい動物です。既存の資料などを活用し、住民にアライグマ侵入の危機が迫っている状況を的確に伝えることで、正確な情報が得られるように準備しましょう。また、アライグマの生息に関する情報の窓口は可能な限り一元化しておきましょう。地方公共団体によっては、アライグマに関する対応が農政部局と環境部局に分かれることがあるかと思います。そのような場合にも、極力窓口を一元化し、かつ部局間で常に情報共有をすることで、情報の漏れのない収集が可能となります。

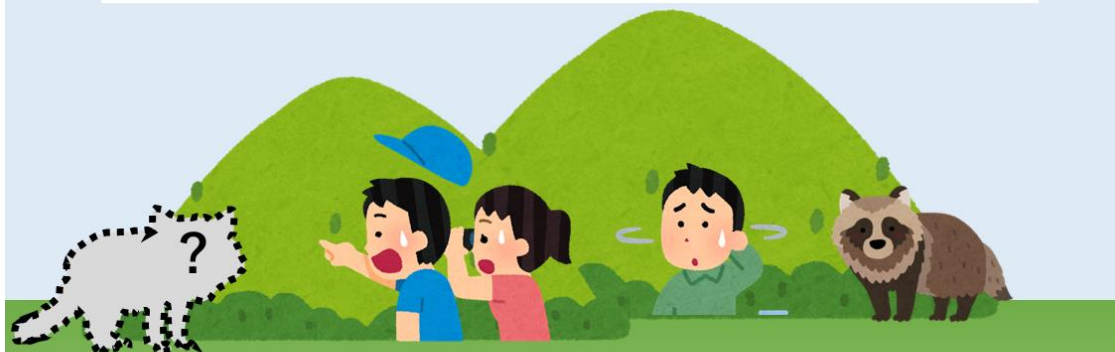
アライグマの生息が確認された際には、直ちに捕獲を開始し、定着を阻止することが重要です。そのため、生息情報が得られる前から、捕獲が実施できる体制を構築しておくことが求められます。具体的には、捕獲に必要な資材（わな等）の調達、捕獲された個体の殺処分や処理方法の確認、そして捕獲に従事する担い手の確保です。捕獲従事者は、最初は獣類の取り扱いに慣れている地域の狩猟者等が有力な担い手ですが、将来的により多くの従事者が得られるよう、早い時期から一般の地域住民から捕獲従事者を募ることを推奨します。

これらの実施事項のほかにも、近隣におけるアライグマの生息状況を把握するため、隣接する地方公共団体との情報共有を図ることや、アライグマの生息が確認された際に適切な防除を進めるために必要な知識を得るため有識者との連携も重要です。

未侵入エリアでの防除における優先順位

順位	項目	具体的内容
①	普及啓発の実施	アライグマの生息情報を集めるためには、何よりも地域の皆さんにアライグマを知っていただくことが重要です。既存の資料などを活用し、普及啓発を図りましょう。
②	情報収集体制の構築	アライグマの目撃や捕獲、被害に関する住民からの情報を収集するための窓口を設け、周知しましょう。生息情報はできるだけ一元的に収集することで、漏れの無い情報収集が可能になります。
③	捕獲体制の構築	アライグマの生息が確認された際に備え、捕獲用のわなの配備や捕獲従事者の確保など、捕獲を実施するための体制を構築しましょう。

未侵入エリアにおけるアライグマ防除



【課題】 地域住民のアライグマに対する知識の不足



2 侵入初期エリアでの防除

※ 図 12～14 で、主に肌色で示した市町村内に所在するエリア

侵入初期エリアに該当する地域では、アライグマの生息が確認された地点周辺で直ちに捕獲することで、定着を遅らせ、地域全体をアライグマから守ることが最重要です。よって目撃等の生息情報を収集できる体制の構築と、直ちに捕獲を実施できる体制を構築することが必須です。その際、捕獲の実施に支障をきたさないよう、十分な数のわな等の資材と捕獲の担い手の確保を進めましょう。また、捕獲に関するデータ（わなの設置位置、設置数、設置期間、捕獲数、捕獲個体の性別・成獣/幼獣・体重）を取得し保管することで、将来的な捕獲効果の評価に役立ちますので、捕獲データの収集体制を構築しましょう。

アライグマの侵入が認められた時点から捕獲や目撃による情報を集積し、アライグマの定着がどのように進んでいるのか、個体数が増えているのか等を分析し、捕獲等の防除の方針を検討することが重要です。検討には、アライグマの生態や防除に詳しい専門家の協力を受けることが望ましいでしょう。

これらの実施事項のほかにも、隣接する地方公共団体との情報共有や、アライグマによる被害が発生した際の行政機関内での横断的な対応について検討しておくことが求められます。

侵入初期エリアでの防除における優先順位

順位	項目	具体的内容
①	捕獲体制の構築と充実	一旦アライグマの侵入・定着が始まると、完全に除去することができなければ、その範囲は徐々に拡大していきます。そうなる前に、侵入地域のみならず市町村全域など、広域で捕獲ができる体制を構築しましょう。十分な数の捕獲用のわなの配備や捕獲従事者の確保などが重要です。猟友会や委託業者のみならず、一般住民の捕獲への意欲を引き出し、捕獲の担い手になっていただくことが有効です。
②	情報収集体制の構築と強化	アライグマの目撃や捕獲、被害に関する住民からの情報を収集する窓口を設け、周知しましょう。生息情報はできるだけ一元的に収集することで、漏れなく収集できる体制を構築しましょう。
③	生息情報に基づいた防除方針の検討	侵入初期には特定の場所のみアライグマが定着しており、集中的な捕獲を実施する事で分布の拡大を抑えることができます。そのため、アライグマの生息に関する情報を漏れなく収集し、情報に基づいて捕獲等の防除の進め方を検討することが重要です。その際、アライグマの防除に詳しい専門家の意見を聞くとより良いでしょう。

侵入初期エリアにおけるアライグマ防除

【課題】 生息情報が得られた場合に直ちに捕獲が実施できる体制の構築



3 定着期エリアでの防除

※ 図 12～14 で、主にピンク色で示した市町村内に所在するエリア

定着期エリアに該当する地域では、アライグマのまん延を阻止するために、最大限の捕獲努力量をもって防除をする事が重要です。すべての地域において多くの捕獲努力量を投下できるよう、わな等の捕獲資材や捕獲の担い手を可能な限り多く確保しましょう。猟友会や農家、行政担当者のみならず一般住民にも捕獲の担い手となっていただくことは、そのための重要な方策です。

アライグマが定着した段階では、その生息状況を分析しそれに基づいた防除方針を立てることで、より効率的な防除が可能となります。例えば、アライグマのメス個体や幼獣の捕獲が多い地域に集中的に捕獲努力量を投入することで、地域内のアライグマの増加を抑止できる可能性があります。アライグマの生息状況の分析には、専門家の協力を受けることが望ましいでしょう。

定着が進んだ段階では、アライグマによる被害が顕在化するおそれがあります。アライグマ対策において、被害対策は捕獲と両輪を成す重要な対策です。農業被害、家屋侵入被害等の被害の種類に応じ、適切な対応ができるよう、あらかじめ行政機関内での役割分担を明確にしておく必要があります。農業被害に対しては、電気柵の設置等の対策を推奨し、活用可能な助成金などの案内をすると良いでしょう。家屋侵入被害に対しては、行政で対応できない場合には民間業者を紹介する等の対応となるでしょう。

これらの実施事項のほかにも、隣接する地方公共団体との連携により、生息情報の共有を図ったり、捕獲に関する資材や技術、体制構築等に関する情報交換をしたりすることが望まれます。また、アライグマに対する防除意欲を維持するため、継続的な普及啓発も必要です。

定着期エリアでの基本的な防除方針

番号	項目	具体的内容
①	捕獲体制の構築と充実	アライグマが定着した場合には、更なる分布の拡大や生息数の増加を抑えるため、最大限の努力量で捕獲を実施することが重要です。捕獲によってアライグマの増加を抑えることは、近隣地域への更なる分布拡大を抑止することにつながります。一般住民にも捕獲の担い手となっていただくなど、地域で総力を挙げてアライグマを防除する体制が求められます。
②	生息情報に基づいた防除方針の検討	アライグマが定着した状況では、捕獲のデータを適切に分析し、戦略的に捕獲を進めることで、アライグマの生息数を減らしていくことが重要です。その際、アライグマの防除に詳しい専門家の意見を聞くとより良いでしょう。
③	被害対策の提案と普及	アライグマの定着が進むと、農業被害や家屋侵入等の被害が顕在化します。こうした被害への対応について、行政の部局間で適切

に連携し、地域住民に対策を提案していくことが大切です。

定着期エリアにおけるアライグマ防除

【課題】 最大限の捕獲努力量を投入できる捕獲体制の維持



4 まん延期エリアでの防除

※ 図 12 で、主に赤色で示した市区町村内に所在するエリア。なお、図 13 及び 14 においても、局所的にまん延期エリアが存在する可能性がある

まん延期エリアに該当する地域では、アライグマの数をできる限り減らすため、最大限の捕獲努力量を継続的に投入できる体制を維持し続けることが重要になります。対策が長期に及ぶほど、モチベーションの維持が課題になります。そのため、鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用した報奨金制度の導入など、モチベーションを維持するための方策を検討すると良いでしょう。

この段階では、アライグマの数をできる限り減らすことで被害の発生を未然に防ぎ、かつ周辺地域への分布拡大を抑止することが求められます。限られた捕獲努力量の中で、複数の目的にかなう捕獲の方針を決めるには、過去の捕獲データ等を適切に分析し、高い捕獲努力量を配分すべき地域を選定すると良いでしょう。分析に際しては、専門家の意見を聞くといいでしょう。

この段階ではアライグマによる被害が顕著になります。生態系被害、農業被害、家屋侵入被害等の被害の種類に応じ、環境部局、農林部局等の行政機関内での役割分担に基づいて適切に対応する必要があります。農業被害に対しては、電気柵の設置等の対策を推奨し、活用可能な助成金などを案内するとともに、正しい設置の方法などの指導が必要です。

これらの実施事項のほか、周辺の地方公共団体との連携により、生息情報の共有、捕獲に関する資材や技術に関する情報、防除体制の維持に関する情報等の交換をすることが望めます。また、アライグマに対する防除意欲を維持するため、継続的な普及啓発も必要です。

まん延期エリアでの基本的な防除方針

番号	項目	具体的内容
①	継続的な捕獲体制の維持	アライグマがまん延した場合には、アライグマの被害を抑え周辺への分布拡大をできる限り防ぐために、長期的に捕獲を継続する体制を維持することが求められます。長期的に捕獲へのモチベーションを保つためには、捕獲データの分析結果のフィードバックや、捕獲に対する報奨金の支払いなどが効果的です。また、不足が生じないように、わな等の捕獲資材を補充することも重要です。
②	生息情報に基づいた防除方針の検討	アライグマがまん延した状況では、捕獲によりアライグマの数を効率的に減らし、被害の発生を未然に防ぎ、かつ周辺地域への分布拡大を抑止することが求められます。こうした複数の目的にかなう捕獲の方針を決めるためには、過去の捕獲データ等を適切に分析することが望めます。分析に際しては、専門家の意見を聞くにより良いでしょう。
③	被害対策の提案	アライグマがまん延すると、農業被害や家屋侵入等の被害が顕著

	と普及	になります。こうした被害への対応について、行政の部局間で適切に連携し、地域住民に対策を提案していくことが大切です。
--	-----	---



5 どの段階で何をすべきか？何が重要か？

上記のとおり、アライグマの生息状況が異なっても、やるべきことの多くは共通しています。ただし、アライグマが未侵入の段階から侵入初期、定着期、まん延期と状況が変わっていく中で、重点的に実施すべきことが変化していきます。ここでは各段階で実施すべき内容を表 11 に整理しました。アライグマ対策は長く続けていく必要があるものであり、一度に多くのことに取り組むことは難しいかもしれませんが、ここに示した内容を参考に、アライグマよりも一歩先んじた対策をとることを推奨します。

表 11 アライグマの生息状況に基づいたエリア区分に応じた実施項目

生息状況によるエリア区分	未侵入	侵入初期	定着期	まん延期	備考
普及啓発の実施	最重要	継続実施	→		
情報収集体制の構築	最重要	継続実施	→		
捕獲体制の構築	準備段階	最重要	継続実施	→	
捕獲データ収集体制の構築	準備段階	最重要	継続実施	→	
生息情報に基づいた防除方針の検討	準備段階	最重要	継続実施	→	
被害対策の提案と普及	準備段階		最重要	継続実施	
捕獲体制の強化・維持	準備段階		最重要		従事者の増員や予算の確保
周辺地方公共団体との連携		随時実施し	連携を図る		

■：最重要項目、■：準備段階、■：継続的实施

6 どんな情報を集めるべきか？

九州中南部エリアの様にアライグマの定着初期にある地域では、アライグマであることが疑われる情報は網羅的に、集めることが重要です。もちろん、中にはタヌキやアナグマの誤認と疑われる情報も含まれているでしょう。しかし、地域の皆さんにアライグマに対する興味と防除への関心を持ってもらうため、「アライグマかな？と思ったら連絡ください」という姿勢で情報を集めることが重要です。ただし、得られた情報が本当にアライグマなのか

誤認なのかを判断するため、以下のようなポイントを押さえて、記録をしておくことが大切です（表 12）。得られた情報がアライグマによるものか、あるいは誤認であるのかは、聞き取れた情報を基に有識者の判断を仰いだり、センサーカメラの設置等によって生息を確認する等によって、判断をしていくと良いでしょう。また、生息情報を提供していただいた方には、判断された結果をフィードバックし、「あの情報は間違いなくアライグマだったので早速捕獲を開始しました」「あの情報はアライグマではなくタヌキだったようです。でもまた何か見たら連絡ください」といった具合に、フォローアップをしておくことが重要です。こうしたフォローアップにより、地域住民のアライグマへの関心を高め、防除に協力する機運が醸成されます。

表 12 アライグマの生息情報を聞き取るときのポイント

場所	できるだけ正確な住所地番（地図上で確認すると良い）
時間	月日時間（目撃が夜か昼かでは情報の信頼性が異なる）
状況	目撃した時の状況（「車を運転していた」「歩いていた」「家の中から見た」「音を聞いた」など。写真や動画の有無も確認） 動物からの距離
動物の特徴	体色（黒っぽい？茶色っぽい？尾に縞模様があった？） 体形（尾は長い？猫背？細長い？）
行動	動物の生/死 どのような行動をしていた（「道路を横断」「木に登った」「何かを食べていた」など具体的に）

7 周りの様子に常に気を配る、周辺市町村との連携を

アライグマは基本的に夜行性の動物であり、侵入初期にはその存在に気付かないことが多くあります。自身の住む市町村でアライグマの生息情報がないことに安心していても、気付いた時にはすでにまん延状態だったということになる可能性もあります。そうならないように重要なのは、常に周辺の市町村におけるアライグマの生息状況に注意を払うことです。特に隣接する市町村については、県境に関わらず定期的にアライグマの生息情報や捕獲や被害の状況などについて情報交換をするべきであり、さらに、その情報がこの戦略を策定している環境省九州地方環境事務所、熊本県、宮崎県、鹿児島県、農林水産省九州農政局、林野庁九州森林管理局も含めた関係者にも迅速に共有されることが必要です。また、環境省が運営する「いきものログ (<https://ikilog.biodic.go.jp/>)」は、だれでも使える生きものに関する情報の共有システムです。アライグマの生息情報の共有にも有効であり、活用が推奨されます。

第5章 防除体制構築のためのヒント

1 防除実施計画の作り方

アライグマを捕獲するには、外来生物法に基づく防除、あるいは鳥獣保護管理法に基づく許可捕獲又は狩猟の、いずれかの法的手続きが必要です。アライグマの捕獲では通常外来生物法に基づく防除、あるいは鳥獣保護管理法に基づく許可捕獲として実施されています。それぞれ、必要な手続きや捕獲方法、捕獲頭数、捕獲期間、捕獲従事者に関する制約が少し異なっています。外来生物法による防除と鳥獣保護管理法による許可捕獲の相違について、表13に示しました。

外来生物の防除においては、長期にわたる計画的な捕獲が必要とされることから、捕獲期間が長く、捕獲数の上限が無い外来生物法に基づく防除が適しています。したがってアライグマの侵入のおそれが生じた際には、予防的観点から防除実施計画を作成し、捕獲体制を構築することが望ましいです。防除実施計画の作成が難しい場合には、鳥獣保護管理法による許可捕獲によってアライグマの捕獲許可を得て捕獲を実施すると良いでしょう。

表13 外来生物法による防除と鳥獣保護管理法による許可捕獲の相違（アライグマの場合）

	外来生物法による防除	鳥獣保護管理法による許可捕獲
必要な手続き	防除の公示：国、都道府県（防除の実施主体として市町村を含めることも可能） 防除の確認・認定：市町村、民間（確認・認定を受けるには防除実施計画の作成が必須）	捕獲許可 （県知事又は市町村長、ただし捕獲範囲内に国指定鳥獣保護区を含む場合は環境大臣許可）
捕獲方法	公示（防除実施計画）に記載の方法	許可された方法（許可があれば法定猟法以外も可能）
捕獲頭数	上限なし	許可された頭数
捕獲期間	計画の期間内（最長10年）	許可された期間内（最長で1年）
捕獲従事者	■ 狩猟免許所持者 ■ 防除実施計画の策定者（県・市町村など）が開催する講習を受講するなどにより、防除に関する適切な知識や技術を有している者	■ 狩猟免許所持者 ■ 小型のはこわな等により捕獲する場合に限り、以下に該当する者 ①住宅等における被害防止の目的で敷地内で捕獲する場合、②農林業被害防止の目的で、農林業者が自ら事業地内で捕獲する場合

特定外来生物の防除を効果的・効率的に進めていくためには、防除実施計画を策定することが重要です。防除実施計画は特定外来生物の防除の公示に示す内容をより具体化させ、一般市民にも分かりやすい内容としたものであり、難しいものではありません。これまでも、全国の多くの都道府県、市町村において計画が策定されてきました。本戦略の対象地域でも、表 14 に示した県及び市町村において、外来生物法に基づく防除が実施されています。未策定の地方公共団体では、すでに策定されている計画を参考としながら、新たな計画策定を検討すると良いでしょう。

防除実施計画には、防除の対象、防除を行う範囲、防除を行う期間、防除の目標、防除の方法といった基礎的な項目に加えて、防除を効果的に進めるために実施する項目についても記載されると良いでしょう。例えば、捕獲体制を充実するために実施する施策（わなの貸し出しや報奨金の支払い等）、捕獲の効果を評価する仕組み（捕獲データの集積と分析方針等）、計画の評価の仕方（有識者による評価等）、周辺市町村等との連携について、計画に示されるとより良いでしょう。

表 14 本戦略対象地域における防除実施計画策定地方公共団体（2024 年 11 月現在）

区分	
県	熊本県、宮崎県、鹿児島県
市町村	熊本市、荒尾市、玉名市、菊池市、宇土市、宇城市、玉東町、南関町、小国町、嘉島町、甲佐町、山都町、芦北町、津奈木町 （以上すべて熊本県） ※1：以下の市町村は熊本県の防除実施計画において防除の一部を担う市町村として示されている 八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、合志市、美里町、和水町、大津町、南小国町、産山村、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、相良村、山江村、球磨村、あさぎり町 ※2：鹿児島県内の市町村は鹿児島県が一括して防除確認申請し、確認を受けている

2 普及啓発の進め方

本戦略の対象とした 3 県では、現状、アライグマが未定着の地域が多い状況です。そのような状況における防除では、アライグマが侵入した際に直ちに情報を得て、迅速に捕獲を実施することが重要です。既存の資料などを活用し、アライグマに対する地域住民の意識を高めるための普及啓発が重要です。

普及啓発を進める上では、以下のような点を特に重視すると良いでしょう。

①	アライグマがもたらす被害について	アライグマは生態系被害、農作物や水産物に対して被害をもたらすだけでなく、家屋への侵入などの被害をもたらす。タヌキなどの在来獣と異なり、木登りなど立体的な動きが得意で、従来にない被害をもたらすことを、危機感を持って伝えることが重要です。
②	アライグマと似た動物の区別について	アライグマの生息情報を収集するために、タヌキやキツネ、アナグマ、ハクビシンなどの類似種との識別についての知識を伝えます。
③	アライグマに関する情報の窓口	アライグマの目撃などの生息情報や被害情報を収集する、県・市町村の担当窓口を示します。
④	被害対策や捕獲に関する情報提供	アライグマに関する県・市町村の取組や、被害対策、捕獲実施・発見した場合の対応について紹介します。

3 捕獲体制の構築

アライグマの生息情報が確認された場合には、直ちに捕獲を実施することが重要です。侵入初期段階での捕獲は、アライグマの個体数の増加を抑止することにつながり、上手くいけば地域への定着を阻止することも可能です。そのため、アライグマが未侵入の地域においても、いざという時にすぐに捕獲を実施できるよう、捕獲体制を構築しておくことが重要です。捕獲体制にはいくつかのパターンがあり、市町村の状況に応じて適した体制を選択し、構築していくと良いでしょう。

①	地元猟友会による捕獲体制	初期の捕獲においては、狩猟免許を所持し、わなや捕獲動物の取り扱いに熟知した、地元猟友会に協力を仰ぐことが、スムーズな捕獲体制の構築につながると考えられます。
②	市町村担当者による捕獲体制	設置するわなの数が少ない段階では、市町村担当者自らわなの設置等を行うパターンもよく見られます。初期の対応としてはスムーズな捕獲が実施できるため良いですが、設置するわなの数が増えた場合に備え、別の体制の構築も検討する必要があります。
③	農家など地域住民による捕獲体制	市町村が所有するわなを貸し出し、地域住民に捕獲の担い手となっていただく体制です。狩猟免許非所持者が捕獲を実施する場合には、わなの取り扱い等の防除に関する知識を伝えることが必要です。また、防除の実施主体では従事者台帳を作成し、適切に保管する必要があります。わなには実施者の住所、氏名等の必要事項を表示し、わなの点検を定期的に行う必要があります。実際に被害を受けた住民は捕獲に対する意欲も高く、こうした方々の協力を得て、より多くのわなを設置できる体制を構築することが重要です。
④	民間事業者への委託による捕獲体制	民間事業者への委託による捕獲体制は、計画的なわなの配置等、防除を効率的に進める上で利点があります。ただし、十分な予算が確保される必要があります。

アライグマの捕獲作業には幾つかの作業段階があります。それぞれの段階の担い手をどの機関が担うのかについても、事前に検討し整理しておく必要があります。

①	わなの設置	わなの取り扱いや、捕獲に適した場所の選定などの知識が求められる。
②	わなの点検・餌の交換	毎日捕獲の有無を確認し、必要に応じ誘引用のえさを交換する必要がある、わなが身近にある地域住民が担うことが望ましい。
③	捕獲個体の回収	捕獲個体を回収し殺処分施設に運ぶため、アライグマの取扱いに慣れた人材が担う必要がある。
④	殺処分施設への運搬	捕獲個体を運搬するための車両はトラックなど専用の物が望ましい。
⑤	捕獲個体の殺処分	殺処分の方法に応じ、作業者の心理負担等にも配慮する必要がある。
⑥	殺処分個体の処理	殺処分した個体を焼却等の処理施設に運搬する。

4 防除に係る予算確保のためのヒント

アライグマの捕獲体制の構築には、わなや殺処分施設の調達、報奨金や委託費の確保等、多くの経費が必要です。また、アライグマ防除は長期間にわたって持続的に取り組む必要があります。したがって、防除体制を維持するには長期的かつ十分な予算の確保が求められます。

環境省（特定外来生物防除事業等：生態系被害）や農林水産省（鳥獣被害防止総合対策交付金等：農業被害）では、アライグマ防除に活用し得る交付金や補助金制度を設けています。「アライグマ防除の手引き」においても様々な制度が紹介されていますので、予算確保の検討をする上で参考にしてください。

5 防除に必要な知識を得るためのヒント

アライグマ防除を進めていく過程では、捕獲等の情報からアライグマの生息状況を分析し、わな配置の最適化などを通じ、効率的に進めていくことが望ましいです。そのためには、捕獲個体の性別や成獣/幼獣、捕獲位置、捕獲年月日等の情報を集積することは不可欠です（図 15）。加えて、捕獲努力量を把握するために捕獲作業に関する情報（わな設置位置、設置期間、設置数等）を継続的に記録し、分析することが望まれます。こうした情報があることにより、地域間あるいは年度間のアライグマの生息密度を比較し、捕獲の効果が検証できるようになります。

全国各地域において、それぞれの事情に応じた捕獲わなや被害対策の工夫がなされてい

ます。防除を進めていく上では、捕獲や殺処分の方法、捕獲体制の構築、被害対策、生息状況の分析、予算の確保等に関し、様々な情報を得ることでブレイクスルーが期待できます。そのような防除に必要な知識を得るためには、アライグマに関する有識者に相談したり、周辺の地方公共団体との連携により情報共有を図ることが必要です。特に本戦略の対象の3県はアライグマの生息状況が類似しており、情報共有の場を設けることで、相互に防除の進捗が確認でき、様々な工夫や防除に必要な知識を共有することにつながります。

位置情報は住所や緯度経度、メッシュ番号などで適宜に記録

【捕獲個体記録表】

わな番号	種名	捕獲日	住所	緯度経度		性別	成獣/ 幼獣	体重	妊娠
				緯度	経度				
●市-004	アライグマ	2025.6.2	■町2-1-3			オス	幼獣	2.5 kg	
●市-013	アライグマ	2025.6.11		32.217	131.04	メス	成獣	4.1 kg	無

図 15 アライグマ捕獲に関する捕獲個体記録表の例

6 アライグマを探し出して捕獲する「能動的な防除」で定着阻止

本戦略の対象県のように、アライグマの侵入が始まったばかりの地域では、目撃情報や被害情報が得られてから捕獲を実施する「受動的な防除」だけでなく、センサーカメラなどを活用して自ら生息情報を収集し、防除を実施する「能動的な防除」を実施していくことが重要です。長尾ら（2020）は九州地方北部におけるセンサーカメラ（アライグマ調査以外の目的で設置されたものも含む）でのアライグマ撮影頻度を整理し、佐賀県、長崎県、大分県でのアライグマの撮影頻度に比べ、熊本県の値が低いことを報告しています（図 16）。さらに、熊本県の中でも北部よりも南部で低い撮影頻度が示されており、センサーカメラによる調査がアライグマの生息状況の把握に有効であることを示唆しています。

上記のような既存のカメラデータを活用することで、少ない労力でより詳細な生息状況を把握することができます。また、未侵入又は侵入初期の状況下では、いち早くアライグマの生息する場所を特定し、捕獲を実施することが、定着を阻止するために重要です。そのため、既存のカメラデータの収集やアライグマの生息が疑われる場所（例えばアライグマの好む作物のある農地、アライグマが侵入可能な建造物、移動経路となる河川や連続した緑地などの周辺）に新たにセンサーカメラを設置するなどして積極的に生息情報を収集し、能動的な防除を進めていくと良いでしょう。

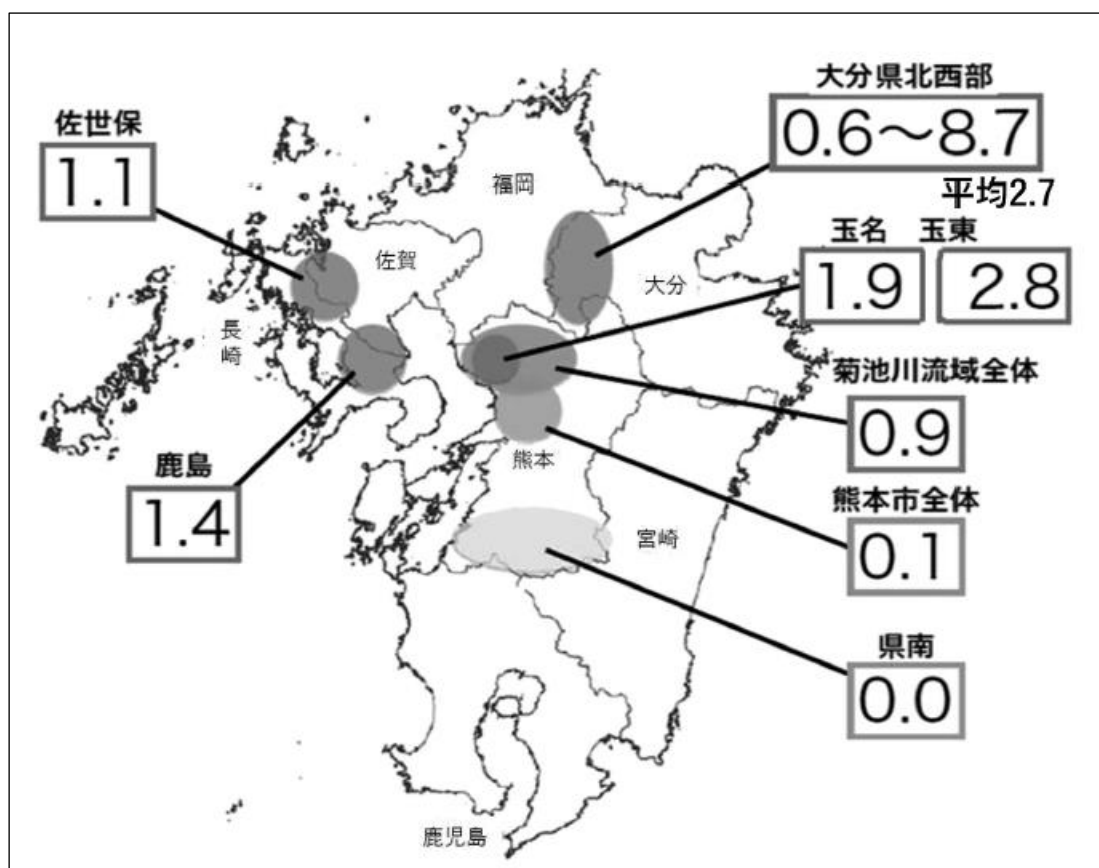


図 16 九州におけるアライグマの撮影頻度 (回/カメラ月※)

長尾ら (2020) より引用

※ 1 台のセンサーカメラを 1 か月 (30 日) 稼働させたときの撮影回数

第6章 おわりに

1 戦略を道しるべとして、地域の防除を

残念ながら、アライグマはすでに全国にまん延しつつあります。一方で、本戦略の対象である熊本県、宮崎県、鹿児島県は九州の中南部に位置しており、これらの県の南側にはアライグマの定着地域はありません。したがって、侵入してくるアライグマを防除し定着を未然に防ぐことで、アライグマがいない状態を維持し得る全国でも希少な地域です。また、果樹栽培や畜産が盛んな同地域では、アライグマの侵入により多大な被害が生じることが予想されるため、外来生物対策の基本に則り、早い段階からの積極的な対策で、定着やまん延を阻止することが、最も経済的かつ効果的な戦略となります。そのため、本戦略に基づき、定着段階に応じた防除を各地方公共団体が進め、かつ防除の進捗状況を随時共有していくことが重要となります。

本戦略に関わる行政機関が担う役割について、表 15 に示しました。本戦略の期間中には関係の各機関がそれぞれの役割に応じて防除を進め、関係機関が情報共有する場を定期的に設けることで、アライグマの生息情報や防除に関する情報を交換することが望めます。また、最新のアライグマの生息情報に基づいて、各市町村（地域）のエリア区分を更新し、それに応じた防除方針の見直しを図っていくことが望めます（図 17）。

アライグマ防除は継続が必要となる取組ですが、アライグマが未侵入の状態から先んじて対策をとることで、アライグマの定着や被害の発生を抑止することが可能となります。今はまだ大丈夫と安心せず、是非一刻も早いアライグマ対策の体制構築、特に地域住民への普及啓発とアライグマ発見時の捕獲体制の構築に着手することが推奨されます。そして刻々と変化する生息情報を近隣の地方公共団体間で共有することで、問題意識や情報を共有しながら連携して対策を進めていくことが望めます。

表 15 九州中南部エリア・アライグマ広域防除戦略における関係機関の主な役割

機関名	主な役割
九州地方 環境事務所	本戦略を踏まえたフォローアップ会議の開催（戦略の進捗管理や、県間の連絡調整の場の提供を含む）、アライグマ防除の手引きや地方公共団体への専門家派遣による技術的な支援、交付金・特別交付税措置等による財政的な支援等を通じた地方公共団体による防除支援、国立公園など県や市町村の防除が及びにくい地域での防除の検討・調整等
九州農政局	アライグマによる農業被害に係る情報集積・共有等
九州森林 管理局	国有林におけるアライグマ生息に係る情報集積・共有、防除の検討等
県	近隣の県や当該県・市町村の役割分担の調整や連携促進等の取組、捕獲・被害等に係る情報集積・共有、殺処分設備等防除資材の市町村への貸与、市町村との協働による防除の実施等
市町村	捕獲や被害対策等、具体的な防除の実施、捕獲や被害等に関する情報収集と県への提供、普及啓発の推進

年度	想定される実施内容
R7	◎本戦略を踏まえたフォローアップ会議開催（1回目） ・情報共有の方法に関する検討 等 ◎フォローアップ会議開催（2回目） ・各主体による現状報告 □アライグマの生息・被害状況 □情報収集及び捕獲体制の構築状況 □防除、普及啓発の実施状況 等 ・取組状況等の分析、進捗評価 ・R8年度の取組方針 等 情報を収集・分析し、進捗状況进行评估
R8	◎フォローアップ会議開催（第4四半期） ・各主体による現状報告 □アライグマの生息・被害状況 □情報収集及び捕獲体制の構築状況 □防除、普及啓発の実施状況 等 ・取組状況等の分析、進捗評価 ・R9年度の取組方針 等 情報を収集・分析し、進捗状況进行评估
R9	◎フォローアップ会議開催（第4四半期） ・各主体による現状報告 □アライグマの生息・被害状況 □情報収集及び捕獲体制の構築状況 □防除、普及啓発の実施状況 等 ・R7～9年度のとりまとめ評価の実施 ・見直し戦略案の検討 とりまとめ評価結果を踏まえ戦略案を見直し
R10	◎フォローアップ会議開催
R11	◎フォローアップ会議開催
R12	◎フォローアップ会議開催
	評価結果を踏まえ以後の戦略検討

図 17 九州中南部エリア・アライグマ広域防除戦略のロードマップ

引用文献

- 揚妻-柳原芳美. 2004. 愛知県におけるアライグマ野生化の過程と今後の対策のあり方について. 哺乳類科学, 44(2): 147-160.
- 株式会社地域環境計画. 2010. 平成 21 年度九州地方アライグマ防除モデル事業報告書.
- 長尾圭祐・安田雅俊・吉田洸貴・田島裕也・梅林文哉・城要・安田樹生. 2020. 熊本市南部の雁回山におけるアライグマの生息状況と自動撮影カメラで記録された野生動物. 熊本野生生物研究会誌, 10 : 1-8.